

2025年4月1日より

入院時の食事に係る 標準負担額が変更になります

入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		2025年3月31日まで	2025年4月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	490円	510円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病 床に1年以上超入院する患者	
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ (※1)	280円	300円
		過去1年間の入院期間が90日以内	
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ (※1)	230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	180円	190円
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	110円	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの。

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給者。

※1・※2に該当する方は医療機関の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

全医療機関共通の値上げ金額となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人健和会 健和会病院 院長 塚平俊久